

全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを決して見逃さない、許さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等防止委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめを見逃さない、許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。また、重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、連携しながら対処する。

**いじめとは**、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。【いじめ防止対策推進法：第2条】

**いじめ類似行為とは**、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。【県条例：第2条2項】

### 1 組織的な対応

- いじめ等防止委員会を組織し、様々な教育活動とおして、未然防止対策をおこなうとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、組織的な対応力の向上を目指す。

### 2 いじめの未然防止

- 学校の教育活動全体を通じ、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図られるよう、計画的な指導を実践する。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

### 3 いじめの早期発見

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識し、積極的な認知に努める。
- 7月と1月にアンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを相談しやすい体制をつくり、実態把握に努める。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

### 4 いじめの早期解決

- いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を第一に確保する。
- いじめの対処にあたっては、いじめを受けた生徒やその保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせた上で、いじめ等防止委員会を中核として、組織的かつ継続的に対応する。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪を理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として厳しく指導する。
- 関係の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たすと同時に、学校と保護者が連携・協力して、いじめの解決に向けて取り組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

### 5 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに調査を実施し、その結果を県教育委員会へ報告する。
- 所轄警察署など関係機関に通報し援助を求めるとともに、県教育委員会と連携して外部専門家の協力を得ながら、組織的に対応する。